

日時 平成22年12月1日(水)

開演13:30 閉演16:30 (開場12:30)

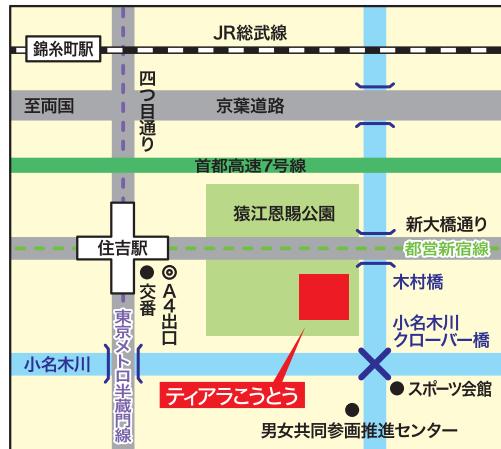
会場 ティアラこうとう

東京都江東区住吉2-28-36

定員 1,100名

事前登録制・参加無料

交通のご案内



● 地下鉄 都営新宿線・東京メトロ半蔵門線「住吉」駅下車
A4出口より徒歩4分

○ 駐車場(有料)は限りがございます。

○ 収容台数に限りがありますので、できるだけ公共の交通機関をご利用
いただきますようお願いします。

○ 近隣に駐車場はありませんので、入庫できない場合に駐車するスペース
は一切ありません。

詳しくは、<http://www.kcf.or.jp/index.html>をご参照ください。

参加申込方法 締切日:11月8日(月)

http://www.mlit.go.jp/unyuansen/unyuansen_tk_000007.html

参加ご希望の方は、上記サイトにてお申し込みください。お申し込みいただいた
方に於て、後日、指定座席番号を記載したメールを送付いたします。

当日は、指定座席番号が記載されたメールを**2部**印刷し、シンポジウム受付
までお持ちください。

※ 申し込み多数の場合、会場定員に達した時点で申し込みを締め切らせていただきますので、予めご了承ください。
※ 当シンポジウムの会場風景は、記録用にビデオ編集し、国土交通省ホームページに掲載される予定です。
ご了承ください。

プログラム

13:30~13:35 主催者挨拶

馬淵 澄夫 国土交通大臣（予定）

13:35~14:35 基調講演

組織における安全管理活動に対する
管理者と従業員の意識・理解のずれ

岡田 有策 慶應義塾大学教授

14:35~14:55 休憩

14:55~16:30 パネルディスカッション

① 運輸事業者より取組の紹介

神戸電鉄株式会社

全日本空輸株式会社

② ディスカッション

パネリスト

岡田 有策 慶應義塾大学教授

三津澤 修 神戸電鉄株式会社
常務取締役 鉄道事業本部長(安全統括管理者)

岡崎 正義 神戸電鉄株式会社
鉄道事業本部 安全対策部 調査役

森本 光雄 全日本空輸株式会社
代表取締役副社長(安全統括管理者)

久下 友也 全日本空輸株式会社
グループ総合安全推進室 テクニカルスタッフ 機長

桝野 龍二 国土交通省大臣官房運輸安全政策審議官

コーディネーター

酒井 ゆきえ フリー・アナウンサー

16:30 閉会

運輸事業の安全に関するシンポジウム2010 現場と経営管理部門のミミコリケーション



【日時】 平成22年12月1日(水) 開演13:30 閉演16:30
(開場12:30)

【会場】 ティアラこうとう 東京都江東区住吉2-28-36

お問い合わせ

国土交通省大臣官房 運輸安全監理官室 シンポジウム担当

TEL:03-5253-8797

運輸事業の安全に関するシンポジウム2010

現場と経営管理部門のコミュニケーション

趣旨



輸送の安全の確保は、今も昔も運輸事業の根幹であり、国土交通省の基本的な業務の一つでもあります。

輸送の安全の確保を図るため、従来からの安全規制に加えて、運輸事業者が経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制を構築することを目的とした「運輸安全マネジメント制度」が導入されてから、本年10月で4周年を迎えました。

このシンポジウムは、輸送の安全性の向上に関する議論を深めるため、過去4回にわたって実施してまいりましたが、今回は、現場と経営管理部門のコミュニケーションをテーマとして、有識者からご講演いただくとともに、大手事業者と中小事業者の現場担当者と経営者にもご登壇いただきて議論を進めてまいりたいと考えております。

このシンポジウムが、参加者の皆さまの輸送の安全性の向上のための取組に、少しでもお役に立つことを心より祈念しております。



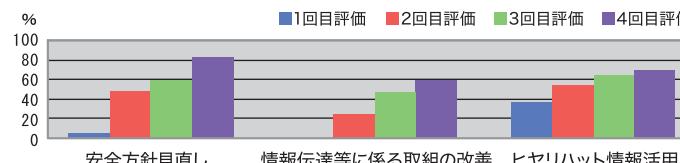
国土交通大臣 馬淵 澄夫

運輸安全マネジメント制度について

運輸安全マネジメント制度は、鉄道、自動車、海運、航空の各運輸事業者が、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を自主的に構築し、その取組状況について国が評価(運輸安全マネジメント評価)した上で継続的改善に向けたアドバイス等を行うことにより、輸送の安全性の向上を図ろうとする制度です。

運輸安全マネジメント制度の最近の動き

制度導入4周年を迎えるにあたり、運輸事業者による運輸安全マネジメント制度の理解は進んできており、運輸安全マネジメント評価を複数回受けた事業者を中心に、安全管理体制の構築・改善の取組が進みつつあります。しかしながら、その取組内容は、十分でない部分や事業者間・モード間の差も見られます。



以上を踏まえ、今後、当面は、運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着等に努め、安全管理体制の更なる改善に向けて、きめ細かな助言を行っていくこととしています。

このような考え方方に立って、平成22年3月に、運輸安全マネジメント評価の実施に係る基本的な方針及び運輸安全ガイドラインが改正されたところです。

運輸安全に関する情報提供の充実

国土交通省では、運輸安全マネジメント制度に係る運輸事業者の取組を支援するため、運輸安全に関する情報提供の充実に努めています。

● 運輸安全マネジメントに関するガイドライン等

運輸安全ガイドライン、「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方」等をサイトに掲載しております。

詳しくは、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/documents.html>

● 運輸安全取組事例の情報サイト

運輸事業者のご協力により、他の運輸事業者の方にも参考となる輸送の安全性の向上に向けた取組について、次のサイトで紹介しています。

<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List.html>

● メルマガ「運輸安全」

運輸安全に関する最近の動き、現場だより等をメールマガジンにして配信しています。配信を希望される方は、次のサイトよりご登録ください。

<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/mailmg.html>

● 運輸安全セミナー

運輸安全マネジメント制度の理解を深めるため、運輸事業者の安全担当部署に所属される方を対象に、国土交通省本省及び地方運輸局でセミナーを開催しています。

詳しくは、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/seminar.html>